

## 坂本城跡本丸地点施設電気需給契約書（案）

大津市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間に次のとおり坂本城跡本丸地点施設における電気需給契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、仕様書及びこの契約の条項に基づき坂本城跡本丸地点施設で使用する電気を供給し、甲は乙にその対価を支払う。

（需要場所・供給仕様等）

第2条 本契約の需要場所、供給仕様等は次のとおりとする。

（1）需要場所、供給仕様等

別紙「坂本城跡本丸地点施設電気需給契約仕様書」のとおり

（2）契約電力

各月の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年5月1日から令和9年3月31日までとする。

（費用の負担）

第4条 本契約の業務の実施に必要な器材等に係る費用は、全て乙の負担とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、第三者に対し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、本契約の業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（契約金額）

第7条 契約金額は次に掲げる金額とする。なお、契約金額には消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）を含むものとする。

（1）低圧電力

ア 基本料金単価 金\_\_\_\_\_円(1kw、1月あたり)

イ 電力量料金単価（夏季7月～9月） 金\_\_\_\_\_円(1kw時、1月あたり)  
（夏季以外） 金\_\_\_\_\_円(1kw時、1月あたり)

ウ 燃料費調整単価は別途定めるものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める電気受給約款（契約開始時点）によるものとする。

（2）従量電灯B

ア 基本料金単価 金\_\_\_\_\_円(1kVA、1月あたり)

イ 電力量料金単価（最初の120kWhまで） 金\_\_\_\_\_円(1kw時、1月あたり)  
（120kWh超過300kWhまで） 金\_\_\_\_\_円(1kw時、1月あたり)  
（300kWh超過分） 金\_\_\_\_\_円(1kw時、1月あたり)

ウ 燃料費調整単価は別途定めるものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める電気受給約款（契約開始時点）によるものとする。

（契約保証金）

第8条 本契約に係る乙が納付すべき契約保証金は、免除とする。

（供給の方法）

第9条 乙は、坂本城跡本丸地点施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

（電気の安定供給）

第10条 乙は、甲に対し電気の安定供給に努めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合、乙は、電気の供給を中止し、または甲に対し電気の使用を制限し、もしくは中止の申し出ができるものとする。

（1）電気の需給上やむを得ない場合

（2）乙の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じる恐れがある場合

（3）乙の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合

（4）非常変災の場合

（5）その他保安上必要と認められる場合

2 一般送配電事業者の送電線を使用して電気託送により供給している場合、前項各号に関して、当該一般送配電事業者との接続供給契約で安定供給を図るものとする。ただし、当該一般送配電事業者の都合で電気の供給中止または制限が生じる場合はこの限りでない。

3 乙は、第1項の電気の供給中止または制限を行おうとするとき、甲に対し事前に連絡し、了解を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りでない。

（計量及び検査）

第11条 毎月の電力量の検針日は、甲乙協議のうえ定めるものとし、乙は検針日に電力量計に記録された値により計量し、その結果について、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。ただし、遠隔検針の場合はこの限りでない。

2 乙が甲の電力需給に関する記録の提出を希望するときは、甲はできるかぎりこれに応じるものとする。

（料金の計算方法）

第12条 毎月の電気料金の計算は次の各号の計算方法で行うものとする。ただし、電気料金は消費税等相当額を含む各単価により算定するものとする。

1 低圧電力

（1）電気料金の算定は次のとおりとする。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

(2) 基本料金の算定は次のとおりとする。

基本料金＝基本料金単価×契約電力＋力率修正額

ただし、力率修正額の算定は次のとおりとする。

力率修正額＝基本料金単価×契約電力×(85%－力率)

(3) 電力量料金の算定は次のとおりとする。

電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

## 2 従量電灯B

(1) 電気料金の算定は次のとおりとする。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

(2) 基本料金の算定は次のとおりとする。

基本料金＝基本料金単価×契約電力

(3) 電力量料金の算定は次のとおりとする。

電力量料金(最初の120kWhまで)＝電力量料金単価×使用電力量

電力量料金(120kWh超過300kWhまで)

＝電力量料金単価×使用電力量

電力量料金(300kWh超過分)＝電力量料金単価×使用電力量

(燃料費調整額)

第13条 電力量料金は乙が定める供給条件等によって算出される燃料費調整額を差し引き、または加えるものとする。

(力率)

第14条 力率は、当該月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進みとなる場合はその瞬間力率は100%とする。)

平均力率の算定は次のとおりとする。

平均力率＝有効電力量／√(有効電力量<sup>2</sup>＋無効電力量<sup>2</sup>)×100

(支払方法)

第15条 乙は、第11条第1項の規定による検査に合格したときは、速やかに第7条の契約金額により第12条の計算方法で算定した前月分の電気料金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(契約の変更)

第16条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要となったときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (2) この契約を履行しないとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）、又は前号に定めるもののほかこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）。
- (4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (5) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、翌年度以降において光熱水費に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

第17条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、

当該命令が確定したとき。

- (2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条の3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第7条第1項第1号から第5号までの規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（損害賠償責任）

第18条 乙は、本契約の業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、本契約の業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第18条の2 乙は、この契約に関し、第17条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。本契約の業務が完了した後も同様とする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約解除による料金の精算）

第19条 甲が第17条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、乙が履行した部分に相当する金額（精算金等を含む）をもって精算する。

（更新）

第20条 この契約は、履行期間の満了する日から起算して90日前までに、甲、乙いずれからも更新をしない旨の申出がないときは、更に1年間同一の条項で更新するものとする。

- 2 甲又は乙が前項の規定によりこの契約を更新しない旨の申出をするときは、特段の理

由を必要としないものとする。

3 第1項の規定によるこの契約の更新は、2回を限度とする。

4 第1項の規定は、同項に規定する期限が経過した後に第17条又は第17条の2の規定により甲がこの契約を解除することを妨げるものではない。

(定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、乙が定める\_\_\_\_\_に規定があるときは\_\_\_\_\_によるものとし、\_\_\_\_\_にないとき、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

大津市御陵町3番1号

契約者 甲

大津市

大津市長 佐藤 健司

契約者 乙